

医療的ケア児支援マップ（詳細）

1	制度名	放課後児童クラブ（学童）
	制度概要	主に日中保護者が家庭にいない小学生児童に対し、授業の終了後等に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全な育成を図るものです。
	対象者	原則、小学校1年生から3年生で、保護者及び同居者が就労や疾病等の事由により放課後に適切な保育を必要とする児童。但し、障がい児については、一定の条件の下で6年生まで入室が可能です。
	要件	・児童の保護者及び同居者が、概ね週4日以上、終了時間が午後2時以降、且つ、1日4時間以上となる形で就労又は就学していること。 ※ 保護者が育児休業を取得中は、入室の対象なりません。 ※ 疾病等が要件の保護者は、別途書類が必要となります。 ・医療的ケア児については基本的には利用は難しい。但し、医療的ケアを児童本人が出来る場合には、面談等により状況を把握した上で、適宜可能な事もある。 ※ 看護師は配置されていない ※ 民間学童保育室は公立と異なる場合がありますので、直接事業者へお問い合わせください。
	実施主体	市町村
担当部門	子ども育成課(072-674-7174)	

2	制度名	医療的ケア活動支援員（特別支援教育支援員）
	制度概要	高槻市立小学校・中学校に在籍する障がいのある児童生徒の指導を充実するため、特別支援教育支援員を配置するものです。特別支援教育支援員は「学校生活介助支援員」「学習活動支援員」「医療的ケア支援員」の3種類があり、医療的ケア支援員は看護師又は准看護師免許が必須で、医師の指示書のもとに、経管栄養・痰の吸引・導尿等の医療的ケアを実施します。
	対象者	医療的ケアを必要とする児童
	要件	就学相談時に保護者からの要望により検討を開始します。保護者等から児童の状態の聞き取りや場合によっては医師から意見を聞き、必要と判断されれば、対象児の入学までに、医師の意見書を教育委員会向けに提出してもらうことになります。
	実施主体	市町村
担当部門	教育指導課(072-674-7631)	

3	制度名	訪問教育
	制度概要	肢体不自由支援学校、病弱支援学校在籍で障がいの状況が重度又は重複しており、通学による教育を受けることが困難な児童生徒に対し、府立支援学校の教員が家庭や児童福祉施設、医療機関等を訪問し指導するものです。
	対象者	心身の状態から学校へ通学して教育を受ける事が難しい児童生徒
	要件	入学に際し、対象児童にとって「学習」環境を保障していくために、何が最善かという観点から、通常通り「登校」にするか、「訪問教育」にするかを検討します。場合によっては主治医の意見も踏まえた上で決定します。 訪問は週3回×2時間程度。
	実施主体	府立支援学校
担当部門	茨木支援学校	

4	制度名	臨時技師（常勤看護師）・特別非常勤講師（非常勤看護師）配置
	制度概要	府立支援学校において、医療的ケア全般に関する業務及び医療的ケアに関する教員等へのアドバイスや実技指導、研修等を行うものです。看護師免許を有する者で病院等で臨床経験があることが条件。看護師の勤務形態は対象児童にあわせて「午前中のみ」「給食時間のみ」など様々です。 ※ 高度な医療的ケア（人工呼吸器の管理）を必要とする児童生徒に対し、安全な医療的ケアを行う学校看護師を配置します。
	対象者	医療的ケアを必要とする児童
	要件	同上
	実施主体	大阪府
担当部門	大阪府	

5	制度名	看護師配置の公立保育所・認定こども園・幼稚園で受入れ
	制度概要	公立保育所、認定こども園（一部を除く）には看護師は配置されていますが、曜日や時間によって不在になる場合もあります。公立幼稚園には看護師の配置はありませんが、必要な医療的ケアに応じて配置を行います。いずれの場合も、看護師が配置できない場合や、配置まで時間がかかる場合があります。
	対象者	公立保育所・認定こども園・幼稚園入園児童
	要件	入園にあたっては、入念な本児の状態の聞き取りや医師の意見書等により状態を把握します。その後、実際の園での生活において、想定されるケースや保護者の協力体制等を確認し、双方が同意できた場合に、通園可となります。 受入園については、対応可能な看護師が配置されているところになります。 ※民間の保育園・認定こども園・幼稚園は、それぞれ状況が異なりますので、各園にお問い合わせください。
	実施主体	市町村
担当部門	保育幼稚園事業課（受付窓口 072-674-7692）、保育幼稚園総務課(072-648-3273)	

6	制度名	特別支援教育就学奨励費
	制度概要	小・中学校の特別支援学級等への就学の充実を図るため、障がいのある児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減します。対象経費は修学旅行費、学用品／通学用品費、給食費、通学費、校外学習費（宿泊を伴う場合含む）等 ※ 府立支援学校の場合は大阪府が実施主体となります。 ※ 令和元年6月から、上記枠組みの中で、①医療的ケアが必要②送迎手段がない③「訪問教育」を受けている生徒を対象に、介護タクシーを利用した通学支援を実施（モデル事業）。登下校（往復）につき1日1回福祉タクシーや同乗看護師の費用を助成する保護者が同乗する際に、それぞれ帰宅や迎えに行く際は公共交通機関を利用することとなりますが、その費用も助成対象となります。
	対象者	高槻市に住民票を有する下記に該当する幼児・児童・生徒の保護者等 ①支援学校に在籍する幼児・児童・生徒 ②小・中・義務教育学校の支援学級に在籍する児童・生徒 ③小・中・義務教育学校の通級指導教室で指導を受けている児童・生徒 ④小・中・義務教育学校に在籍する学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度に該当する児童・生徒
	要件	生活保護を受給している場合は対象外（その他収入要件あり）
	実施主体	都道府県（支援学校）・市町村（支援学級）
担当部門	大阪府／教育振興室支援教育課・市町村／保健給食課(072-674-7606)	

7	制度名	大阪府医療的ケア通学支援事業
	制度概要	介護タクシー等に看護師等が同乗して、登下校中に医療的ケアが必要なために通学が困難な児童生徒を学校へ送迎を行うものです。
	対象者	・府立支援学校に在籍していること ・一年間、登下校中に次の医療的ケアが何度も必要となるため、通学が困難な状態にあり、通学を安全に行うとともに、学校での万全な医療的ケア体制が確保できると府教委・学校長が判断していること ①口腔内又は鼻腔内の喀痰吸引 ②気管カニューレ内部等の喀痰吸引 ③酸素療法や人工呼吸器の管理等 ④①～③と同等の医療的ケア
	要件	「車両」と「看護師等」の2つの手続きが必要となります。まずは、各府立支援学校へご相談ください。
	実施主体	大阪府教育委員会
担当部門	大阪府教育委員会／府立支援学校	

8	制度名	訪問看護（訪問リハ）
	制度概要	看護師などが居宅を訪問して、主治医の指示や連携により行う看護。健康状態のアセスメント、心理的な支援、医療的ケア等の看護だけでなく、必要に応じた各種サービスの紹介や関連機関との連携など、様々な支援や調整を行います。また、特に理学療法士や作業療法士等のリハビリ専門職によるもの（狭義に「訪問リハ（リハビリテーション）」）もあります。
	対象者	疾病や障がいがあり、居宅で療養しながら生活をしており、主治医が訪問看護を必要と認めた者
	要件	主治医による「訪問看護指示書」に基づきサービス提供
	実施主体	医療機関等
担当部門	訪問看護ステーション等	

9	制度名	レスパイト入院（短期入院）
	制度概要	愛仁会リハビリテーション病院障がい児者病棟「ひまわり」 ※ 一旦退院した後、家庭での状態が落ち着き、アセスメント等をしてからの利用になるため、0歳からの利用は困難。
	対象者	下記事項を満たし判定会議のうえご利用可能と判断した方 ・ 医療的ケアが必要な方で病状が安定している（概ね3～6か月在宅生活が続いてきているのが目安） ・ 身体障害者手帳1、2級相当 ・ 原則1歳から
	要件	利用期間は、原則数日から7泊以内まで
	実施主体	愛仁会リハビリテーション病院
	担当部門	愛仁会リハビリテーション病院

10	制度名	未熟児養育医療給付
	制度概要	未熟児（身体の発育が未熟のまま出生した乳児（1歳未満）であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまでのもの）に対して、医療費の自己負担分の一部を助成します。なお、利用には医師の意見書が必要となります。 ※ 実際の利用は病院で制度の紹介をされる場合がほとんどです。
	対象者	次のいずれかに該当するもので、医師が入院養育を必要と認めた高槻市に住民票を有する未熟児 ・ 出生時の体重が2,000グラム以下のもの ・ 生活力が特に薄弱であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至っていないもの
	要件	・ 体温、消化器系の症状、黄疸有無、呼吸器や循環器の症状などにより要件が決まっている ・ 指定養育医療機関での治療に限る ・ 出生から3週間以内に申請
	実施主体	市町村
担当部門	子ども保健課(072-648-3272)	

11	制度名	小児慢性特定疾病医療費助成
	制度概要	児童福祉法に基づき、厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、疾病の治療方法の確立と普及、また医療費負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成するものです。 ※ 継続の場合のみ20歳の前日まで利用できます。また、毎年度更新が必要となります。
	対象者	以下のいずれにも該当する児童 ・ 高槻市に住民票を有する、18歳未満、又は本事業の認定を受けている方のなかで、18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる20歳未満の者。 ・ 厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病にかかっており、疾病の状態が認定基準をみたしている。
	要件	・ 給付対象となる医療は、各都道府県、政令市、中核市が指定した指定医療機関（病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション）で受診した場合のみ対象。 ・ 申請日以降に行われた治療が対象になるため、助成を受けるには、必要書類を添えて、 事前に申請が必要。
	実施主体	都道府県・政令市・中核市
担当部門	子ども保健課(072-648-3272)	

12	制度名	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業
	制度概要	小児慢性特定疾病児童等とその家族について、適切な療養の確保、必要な情報の提供等の便宜を提供するものです。また、小児慢性特定疾病児童等自立支援員による各種支援策の利用計画の作成、関係機関との連絡調整等を実施することにより、自立・就労の円滑化を図ります。（厚労省資料より抜粋） 必須事業：相談支援事業・小児慢性特定疾病児童等自立支援員 任意事業：療養生活支援事業・相互交流支援事業・就職支援事業・介護者支援事業等
	対象者	小児慢性特定疾病児童
	要件	同上
	実施主体	都道府県・政令市・中核市
担当部門	子ども保健課(072-648-3272)	

13	制度名	小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業
	制度概要	高槻市の小児慢性特定疾病医療費助成の認定を受けた児童のうち、在宅で日常生活を営むのに支障のある児童で、一定の要件を満たした児童に対し、以下の日常生活用具を給付するものです。 ※ 扶養義務者の収入に応じて費用の一部負担があります。 ※ 対象となる用具（抜粋）：便器・特殊マット・特殊便器・特殊寝台・歩行支援用具・入浴補助用具・特殊尿器・体位変換器・車いす・頭部保護帽・電気式たん吸引器・クールベスト・紫外線カットクリーム・ネプライザー・パルスオキシメーター・ストーマ装具・人工鼻
	対象者	小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けた児童で、日常生活を営むことに支障がある者
	要件	上記制度概要に記載の内容に加え ・小児慢性特定疾病に係る施策以外の児童福祉法による施策の対象となる場合や、障害者総合支援法による施策の対象となる場合（日常生活用具）は、そちらが優先になります。 ・用具の給付を希望する場合は、 未購入の場合に限る（購入前に要申請）。
	実施主体	都道府県・政令市・中核市
	担当部門	子ども保健課(072-648-3272)

14	制度名	難病医療費助成
	制度概要	原因が不明で治療方法が確立していない、いわゆる「難病」のうち、「指定難病（※）」について、治療が極めて困難で、且つ、その医療費も高額に及ぶため、一定の認定基準を満たしている方に対し、その治療に係る医療費の一部を助成するものです。 ※ 指定難病：難病のうち、厚生労働大臣が定める疾病のこと。令和3年11月1日時点で338疾病。
	対象者	指定難病に罹患しており、その程度が一定の基準を満たしている者のうち、下記いずれかを満たす者 ・厚生労働大臣が定める重症度分類を満たす者 ・指定難病に係る治療費の過去1年間の内、総額が33,330円を超える月が3か月以上ある場合（軽症高額該当）
	要件	同上
	実施主体	都道府県・政令市・中核市
	担当部門	保健予防課(072-661-9332)

15	制度名	外来診療・リハビリ（高槻市立療育園）
	制度概要	医師の診察をもとに、理学療法、作業療法及び言語聴覚療法を実施するものです。
	対象者	保育所、学校等に通園（学）するおおむね18歳までの障がい児（者）
	要件	同上（詳しくは、高槻市立療育園へ直接お問合せください。）
	実施主体	高槻市立療育園
	担当部門	子育て支援課(072-686-3032)／高槻市立療育園(072-681-6420)

16	制度名	児童発達支援・医療型児童発達支援（障がい児通所）
	制度概要	発達に課題のある就学前児童に、通所による日常生活の基本的な動作指導や集団生活への適応訓練を行うものです。医療型は肢体に不自由のある児童に医師の指導の下に児童発達支援（主に機能訓練）を行います。
	対象者	未就学児 ※ 医療型は肢体に不自由のある児童に限る
	要件	発達に課題があり支援が必要な児童
	実施主体	市町村
	担当部門	子育て支援課(072-686-3032)

17	制度名	放課後等デイサービス
	制度概要	就学している障がい児へ授業終了後や休業日に、通所による継続的な生活能力向上と自立促進のための訓練等を行うとともに、放課後等の居場所づくりを推進するものです。
	対象者	就学児
	要件	発達に課題があり支援が必要な児童
	実施主体	市町村
	担当部門	子育て支援課(072-686-3032)

18	制度名	保育所等訪問支援
	制度概要	支援が必要な障がい児が利用する保育所等の施設を訪問し、集団生活への適応等に必要な専門的支援の提案や相談等を行うものです。
	対象者	0歳～18歳未満
	要件	発達に課題があり支援が必要な児童
	実施主体	市町村
	担当部門	子育て支援課(072-686-3032)

19	制度名	居宅訪問型児童発達支援
	制度概要	重度の障がい等の状態にあり、外出することが著しく困難な障がい児に対し、障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作指導や知識技能の付与等を行うものです。
	対象者	0歳～18歳未満の重症心身障がいなどの重度の障がいがあり、児童発達支援等の障がい児通所支援をうけるために外出することが著しく困難な障がい児
	要件	発達に課題があり支援が必要な児童
	実施主体	市町村
	担当部門	子育て支援課(072-686-3032)

20	制度名	計画相談支援・障がい児相談支援
	制度概要	指定相談支援事業者が障がい福祉サービスや障がい児通所支援の利用を希望する障がい児・者の総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえて、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、利用者を支援するための総合的な支援計画（トータルプラン）を作成するものです。 障害者総合支援法のサービスを利用する場合は「計画相談支援（サービス等利用計画）」、児童福祉法のサービスを利用する場合は「障がい児相談支援（障がい児支援利用計画）」となります。
	対象者	障がい福祉サービスや障がい児通所支援を利用する者
	要件	同上
	実施主体	市町村
	担当部門	計画相談支援:障がい福祉課(072-674-7164) / 障がい児相談:子育て支援課(072-686-3032)

21	制度名	補装具費の給付事業
	制度概要	<p>身体上の障がいを補うための用具（補装具）の購入、修理、借受けにかかる費用の一部を支給するものです。</p> <p>※補装具費の給付を希望する場合は、必ず購入・修理・借受けをする前に担当部門への相談が必要。購入・修理・借受け後の支給は不可。</p> <p>※介護保険制度により給付が可能な場合は、対象とならない場合あり</p>
	対象となる補装具の種類	義肢・装具・車いす・電動車いす・歩行補助杖・歩行器・眼鏡（矯正眼鏡など）・補聴器・その他座位保持装置等
	要件	身体障がい者手帳の交付を受けている障がい者及び障がい児（用具の種類毎に細かな要件あり）
	実施主体	市町村
	担当部門	障がい福祉課(072-674-7164)

22	制度名	日常生活用具給付事業
	制度概要	<p>原則として在宅の重度障がい者等に対し、日常生活用具の購入費等の一部を支給するものです。</p> <p>※介護保険制度により給付が可能な場合は、当該事業の対象とならない場合あり</p>
	対象者	<p>原則高槻市内に居住する下記いずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者手帳の交付を受けている障がい者及び障がい児 ・療育手帳の交付を受けている障がい者及び障がい児 ・精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている者 ・難病対象者
	要件	上記対象者（用具の種類毎に細かな要件あり）
	担当部門	障がい福祉課(072-674-7164)

23	制度名	居宅介護（ホームヘルプ）
	制度概要	自宅で入浴、排せつ、食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事等の援助を行うものです。
	対象者	障がい児（者）
	要件	原則障がい者手帳を所持している
	実施主体	市町村
	担当部門	障がい福祉課(072-674-7164)

24	制度名	医療型障がい児短期入所（ショートステイ）
	制度概要	自宅で介護する人が病気等の場合に、必要期間施設に入所して、入浴、排せつ、食事の介護等の支援を行うものです。
	対象者	障がい児（者）
	要件	原則障がい者手帳を所持している
	実施主体	市町村
	担当部門	障がい福祉課(072-674-7164)

25	制度名	医療型障がい児入所施設
	制度概要	障がい児入所施設又は指定発達支援医療機関に入所等をする障がい児に対し、保護、日常生活の指導及び独立生活に必要な知識や技能の付与、リハビリテーション等を行うものです。
	対象者	身体、知的、精神障がい+肢体不自由がある又は心身障がいがありその症状が重い児童で、児童相談所、保健センター、医師等から「療育」の必要性が認められた児童。
	要件	原則障がい者手帳を所持している
	実施主体	都道府県
	担当部門	大阪府